指名競争入札に係る諸条件

１　入札対象業務
（１）案件名称　　調理室換気扇等清掃業務委託（蒲生保育所外１６か所）
（２）案件場所　　蒲生保育所　越谷市蒲生寿町９番２３号　外１６か所
（３）履行期間　　契約締結の日から令和　８年１２月２８日まで

２　入札執行に関する事項
（１）入札保証金
　免除　越谷市契約規則第９条第１項第２号の規定により免除

（２）最低制限価格
　無
　「有」の場合、平均額型最低制限価格を採用する。
　詳しくは、越谷市公式ホームページ「最低制限価格の運用について」の「物品関係の業務委託」をご覧ください。

（３）質疑回答
　質疑回答については、埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）を使用しません。仕様内容についての質疑、それに対する越谷市からの回答は電子メールで行います。質疑事項がある場合は、提出期限までに質疑内容をメール本文に記載し契約検査課宛に送信してください。電子メール送信後、受信確認のため契約検査課宛に
電話でご連絡お願いします。
　なお、質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないでください。
　質疑があった場合は、質疑回答期限までにその回答を電子メールにて送付します。
　また、質疑に対する回答はすべての参加者が閲覧できるようにします。
　越谷市から質疑回答する電子メールアドレスは、物品等競争入札参加資格審査申請時に登録したメールアドレスとなります。電子証明書（ＩＣカード）利用者登録時に登録したメールアドレスと異なる場合はご注意ください。

　質疑期間：令和　８年　９月　３日（木）午後５時００分まで
　質疑回答：令和　８年　９月　４日（金）午後５時００分までに回答する。

（４）入札書の提出期間
　令和　８年　９月　７日（月）午前８時３０分から
　令和　８年　９月１０日（木）午後５時００分まで
（電子入札システム休止時間を除く。）

（５）開札日時
　令和　８年　９月１１日（金）午前９時３５分

（６）開札場所
　契約検査課

（７）提出書類
　入札書は、電子入札システムにより提出してください。

（８）開札立会
　電子入札システムを用いた開札のため、開札場所への立会は不要です。

（９）注意事項
ア　入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

【単価契約の場合】
　件名に、単価契約とあるものについては、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価を契約金額とする。ただし、支払い代金は入札書に記載された単価に納入数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算して支払います（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）ので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った希望単価の１１０分の１００（１円未満の端数は、切り上げた金額）に相当する金額を単価として記載すること。
ウ　入札書の提出者が２人に満たない場合は、入札を中止するものとする。
エ　落札者は、入札金額に係る内訳書を速やかに提出すること。

３　契約の特定条件
（１）契約保証金
　要　　契約金額の１００分の１０以上
　（ただし、越谷市契約規則第３２条各号に該当するときは免除とします。）

（２）支払条件
　完了払（一括）とする。

（３）長期継続契約
　件名に、長期継続契約とあるものについては、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約であり、特約が契約約款に追加されます。

（４）公契約条例
　無
　「有」の場合、本案件は、公契約条例の適用を受ける案件であるため、入札に参加する者は越谷市公契約条例（平成２８年条例第５１号）、越谷市公契約条例施行規則（平成２８年規則第１０５号）、越谷市公契約条例の手引きを理解したうえで、参加すること。

なお、本案件を契約締結した事業者は、本案件が越谷市公契約施行規則第５条の規定に基づく契約に該当することから、越谷市公契約条例に係る特約条項を遵守し、履行状況等報告書を提出すること。

本案件を契約締結した事業者は、本案件に従事する労働者に対し、越谷市公契約条例第６条の規定に基づき年度ごとに定める労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるため、入札額の積算にあたっては考慮すること。

詳しくは、越谷市公式ホームページ「公契約条例」をご覧ください。

（５）議会案件

無

「有」の場合、本案件は議会案件となる。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第２号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。

（６）個人情報取扱

第１　この指名通知において積算するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないようにしなければならない。

第２　この積算に関して知りえた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　この積算による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この積算による事務に係る個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この入札が終了した後においても同様とする。

４　その他

（１）入札を希望しない場合には、参加しないことができます。入札書受付期間内に電子入札システムにより辞退してください。

（２）談合等の不正な行為を行っていた場合、契約金額の１００分の２０以上の損害賠償額を徴収します。

５　問い合わせ

越谷市役所　総務部契約検査課

TEL：０４８－９６３－９１３１

E-mail：keiyaku@city.koshigaya.lg.jp